

広報 八幡浜 POLICE

12月10日から16日までは
北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

北朝鮮人権問題啓発週間とは…

目的は？

- 北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深める。
- 国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明する
- その抑止を図る



北朝鮮人権問題啓発週間とは…

いつからはじまった？

平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

これにより国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。



北朝鮮人権問題啓発週間とは…

何をしますの？

ホームページで「拉致の可能性を排除できない方々」の情報提供を呼びかけるとともに、イベント等でビラを配布するなどの広報活動を行っています。



日本政府が認定している17名の日本人拉致被害者うち、未だ安否が確認されていない方がいます。

北朝鮮による
人権侵害問題に対する
認識を深めよう！

